

第3次恵庭市健康づくり計画(案)概要版

第1章 第3次計画の概要	P1～P3
--------------	-------

●計画の位置づけ

国の「健康日本21」の地方計画、また健康増進法第8条第2項に基づく「市町村健康増進計画」として、国の「健康日本21(第3次)」及び北海道増進計画「すこやか北海道 21」の方針を勘案し、地域住民の健康増進に関する施策についての計画とします。

また、恵庭市総合計画並びに恵庭市食育推進計画、恵庭市自殺対策計画・恵庭市高齢者福祉計画・介護保険事業計画等他の関連する計画との整合性を図りながら推進します。

●計画期間

計画期間は、令和7年度から令和18年度までの12年間とします。

第2章 恵庭市の現状	P4～P13
------------	--------

1 恵庭市の健康に関する概況

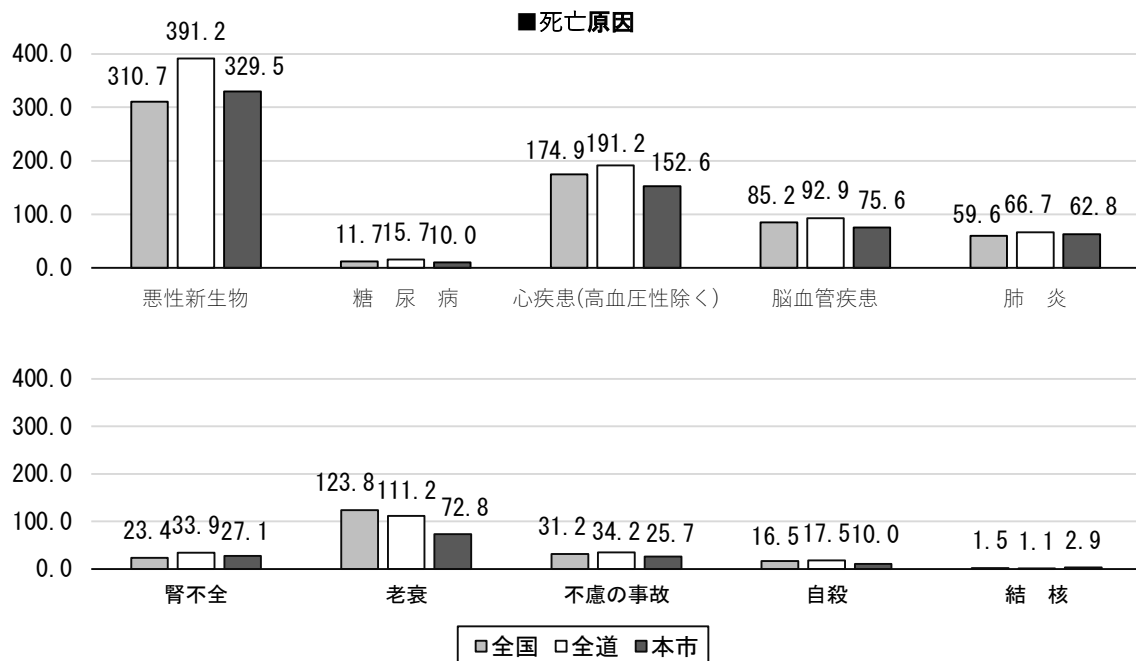
・平均寿命と健康寿命

		平均寿命(注1)	健康寿命(注2)	不健康期間
男性	平成29年	80.6歳	79.5歳	1.1年
	令和5年	82.0歳	80.9歳	1.1年
女性	平成29年	87.3歳	84.6歳	2.7年
	令和5年	88.2歳	85.6歳	2.6年

(注1)平均寿命…0歳時点の平均余命

(注2)健康寿命…国保データベース(KDB)を活用し、要介護2以上を不健康と定義した平均自立期間のこと

・死亡



※令和5年人口動態統計

2 現行計画の評価

策定時の値と現状地を比較		該当項目＜割合＞
A(目標達成・おおむね達成)	目標達成・改善している	12＜34.3%＞
B(現状維持)	変わらない	6＜17.1%＞
C(目標未達成)	悪化している	16＜45.7%＞
D(評価困難)	評価が困難である	1＜2.9%＞
合 計		35項目＜100%＞

「目標達成・おおむね達成」の項目	・健康寿命の延伸 ・75歳未満のがんの年齢調整死亡率の減少 ・虚血性心疾患の死亡率のさらなる減少 ・高血圧の改善 ・特定健康診査・特定保健指導の受診率の向上 ・血糖コントロール不良者の割合の減少 ・妊娠届出時のやせの人の割合の減少 ・全出生中の低出生体重児の割合の減少 ・妊娠中の喫煙をなくす ・乳幼児・学齢期でう蝕のない人の割合の増加 など
「現状維持」の項目	・糖尿病有病者の増加の抑制 ・低栄養傾向の高齢者割合の増加の抑制 ・日常生活における歩行の増加 ・運動習慣者の割合の増加 など
「目標未達成」の項目	・がん検診受診率の向上 ・脳血管疾患の死亡率のさらなる減少 ・40～60歳代の肥満者の割合の減少 ・睡眠による休養を十分にとれていない人の割合の減少 ・成人の喫煙率の減少 ・歯の喪失防止 など
「評価困難」の項目	・ロコモティブシンドロームを認知している市民の割合の増加※

※第2次策定時の数値がないため、評価困難としています。

第3章 第3次計画の基本的な考え方	P14～P22
-------------------	---------

●基本理念

市民一人ひとりが生涯にわたり健やかで心豊かに暮らせるまちを目指す

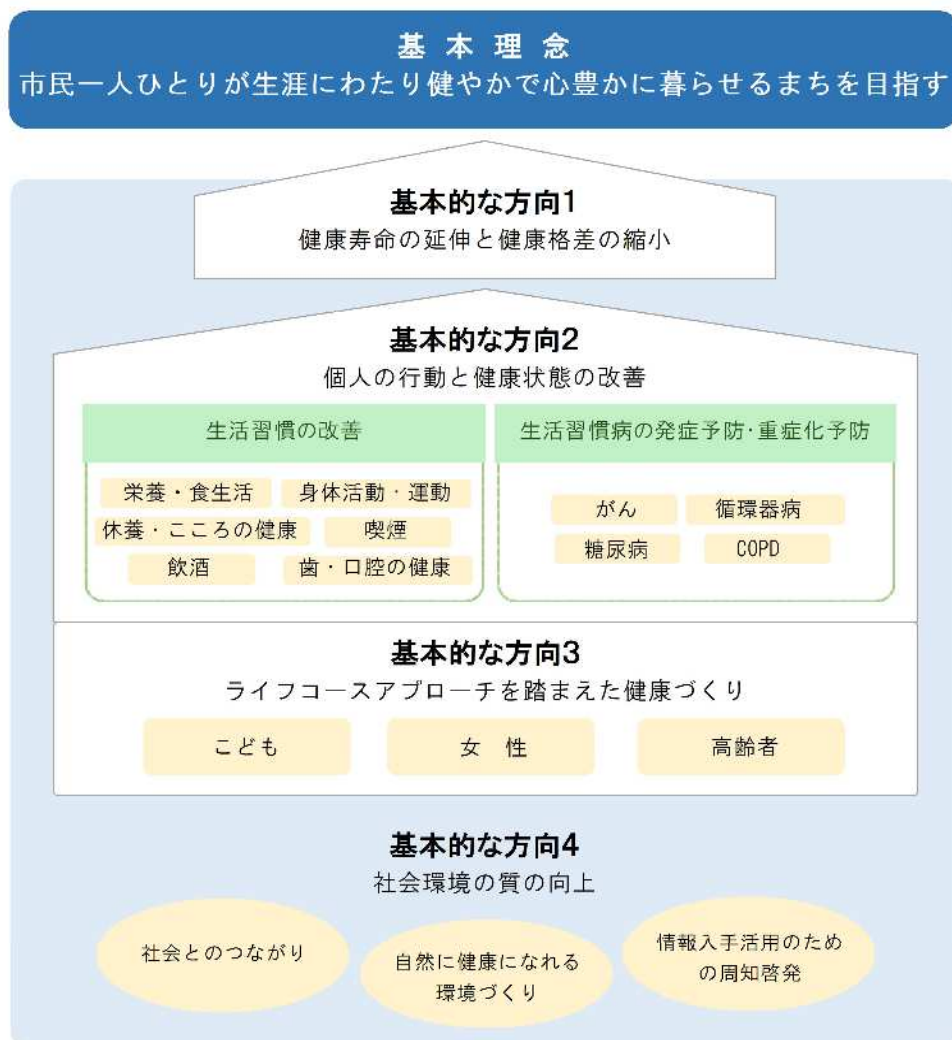
●基本的な方向

- 1 健康寿命の延伸と健康格差の縮小
- 2 個人の行動と健康状態の改善
- 3 ライフコースアプローチ(注3)を踏まえた健康づくり
- 4 社会環境の質の向上

(注3)胎児期から高齢期に至るまで人の生涯を経時的に捉えた健康づくり

●計画が目指す姿

【第3次計画が目指す姿】



第4章 健康づくりの目標と取組	P23～P75
-----------------	---------

1 健康寿命(平均自立期間)の延伸

2-1 生活習慣の改善

- (1) 栄養・食生活 (2) 身体活動・運動 (3) 休養・こころの健康
(4) 喫煙・COPD (5) 飲酒 (6) 歯・口腔の健康

2-2 生活習慣病の発症予防・重症化予防

- (1) がん (2) 循環器疾患 (3) 糖尿病

3 ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり

- (1) こども (2) 高齢者 (3) 女性

4 社会環境の質の向上

※各領域の目標・取組については本書参照

第5章 計画の推進体制	P76～P77
-------------	---------

1 各主体の役割

健康づくりの推進には、市民一人ひとりが健康づくりに関心をもち、自らが健康づくりに主体的に取り組み、生涯にわたり健康的な生活を送ることが大切です。そのためには、市民、家庭や学校、事業者、地域団体など社会全体が一体となり、一人ひとりの健康づくりを支援していくことが大切になります。市民一人ひとりの健康づくりの取り組みを様々な関係機関と連携を図りながら、支援・推進していきます。

- (1) 市民一人ひとり・家庭
- (2) 学校等
- (3) 事業者
- (4) 医療機関
- (5) 地域団体など

2 計画の進捗管理

各年度における保健事業の推進状況等を恵庭市保健センター運営協議会に報告し、保健事業の円滑な推進等について審議し、適宜市民に公開していきます。

数値目標の達成状況等の評価については、計画開始後6年(令和12年度)を目途に中間評価を行うとともに、第3次計画の見直し年次となる令和17年度にはアンケート調査等によるデータ収集を実施します。

資料	P78～
----	------

健康づくりアンケート調査結果